

周南市指定ごみ袋保管配送業務委託仕様書

1. **業務名** 周南市指定ごみ袋保管配送業務委託

2. **委託業務** 委託業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 指定ごみ袋の保管及び在庫管理に関する業務
- (2) 指定ごみ袋取扱店等への指定ごみ袋配送業務
- (3) 指定ごみ袋取扱店等に対する指定ごみ袋受注対応業務
- (4) 指定ごみ袋取扱店等からの受注集計電算業務
- (5) その他前4号の業務を遂行するに必要な業務

3. **履行期間** 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. **履行場所** 受注者保管場所及び指定ごみ袋取扱店舗

5. **契約業者の要件**

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っている者であること。

※契約時に許可書若しくは届出の写し又は各運輸局長の発行した証明書を提出すること。

6. 周南市指定ごみ袋の種類及び予定数量 下記数量は実績等から見込んだ予定数量である。

(1) 燃やせるごみ袋

45L	① 規 格	1 ケース 500 枚入段ボール箱 ≒ [12.0kg 450 mm×260 mm×170 mm]
	② 保管予定数量	13,489 ケース
	③ 配送予定数量	8,388 ケース
	④ 年度末在庫予定数量	5,001 ケース
	⑤ 月平均配送数量	699 ケース
30L	① 規 格	1 ケース 500 枚入段ボール箱 ≒ [8.0kg 400 mm×200 mm×170 mm]
	② 保管予定数量	6,660 ケース
	③ 配送予定数量	4,164 ケース
	④ 年度末在庫予定数量	2,496 ケース
	⑤ 月平均配送数量	347 ケース
15L	① 規 格	1 ケース 500 枚入段ボール箱 ≒ [4.5kg 300 mm×200 mm×170 mm]
	② 保管予定数量	2,036 ケース
	③ 配送予定数量	1,200 ケース
	④ 年度末在庫予定数量	836 ケース
	⑤ 月平均配送数量	100 ケース

(2) プラスチック袋

45L	① 規 格	1 ケース 500 枚入段ボール箱 ≒ [15.0kg 450 mm×280 mm×170 mm]
	② 保管予定数量	6,926 ケース
	③ 配送予定数量	4,332 ケース
	④ 年度末在庫予定数量	2,594 ケース
	⑤ 月平均配送数量	361 ケース
30L	① 規 格	1 ケース 500 枚入段ボール箱 ≒ [12.0kg 400 mm×220 mm×170 mm]
	② 保管予定数量	2,768 ケース
	③ 配送予定数量	1,728 ケース
	④ 年度末在庫予定数量	1,040 ケース
	⑤ 月平均配送数量	144 ケース
15L	① 規 格	1 ケース 500 枚入段ボール箱 ≒ [6.5kg 300 mm×220 mm×170 mm]
	② 保管予定数量	498 ケース
	③ 配送予定数量	300 ケース
	④ 年度末在庫予定数量	198 ケース
	⑤ 月平均配送数量	25 ケース

(3) 燃やせないごみ袋

45L	① 規 格	1 ケース 500 枚入段ボール箱 ≒ [24.0kg 450 mm×250 mm×300 mm]
	② 保管予定数量	743 ケース
	③ 配送予定数量	468 ケース
	④ 年度末在庫予定数量	275 ケース
	⑤ 月平均配送数量	39 ケース
30L	① 規 格	1 ケース 500 枚入段ボール箱 ≒ [16.0kg 400 mm×200 mm×300 mm]
	② 保管予定数量	285 ケース
	③ 配送予定数量	180 ケース
	④ 年度末在庫予定数量	105 ケース
	⑤ 月平均配送数量	15 ケース
15L	① 規 格	1 ケース 500 枚入段ボール箱 ≒ [9.0kg 300 mm×220 mm×220 mm]
	② 保管予定数量	220 ケース
	③ 配送予定数量	132 ケース
	④ 年度末在庫予定数量	88 ケース
	⑤ 月平均配送数量	11 ケース

(4) 各業務の合計数量

保管配送業務	20,892 ケース	③の合計
保管業務	12,733 ケース	②の合計から③の合計を差し引いたもの
年度末在庫移送	12,633 ケース	④の合計

- ・保管配送業務の予定数量は、各ごみ袋の配送予定数量を合計したものである。
- ・保管業務の予定数量は、各ごみ袋の保管予定数量から配送予定数量を差し引いた数量を合計したものである。
- ・年度末在庫移送の予定数量は、各ごみ袋の年度末在庫予定数量を合計したものである。

※最大保管数量は、ごみ袋の分割納品を行うため、17,500 ケース程度の見込みである。

※燃やせるごみ袋(45ℓ)については、年間100 ケース程度を清掃奉仕活動用として、市が別の保管場所へ移動する予定である。

7. 保管、配送・納品業務

(1) 保管場所

保管場所は、部外者の立ち入りが制限された管理場所であり、かつ、品質劣化防止のため直射日光や高温多湿を避けた屋内の場所とすること。

保管方法については特に指定しないが、梱包の箱がつぶれないよう配慮すること。

梱包の箱が破損した場合は、新たに箱を用意し、詰め替えたうえで出荷すること。

(2) 保管倉庫への周南市指定ごみ袋の入庫

前年度保管配送業者及び製作者から受け入れたごみ袋は、受注者が入庫するものとする。
入庫に要するパレットは、受注者が用意するものとする。
入庫の際の荷姿（トラック積み、コンテナ輸送等）は問わないものとする。

年度当初搬入予定数量

燃やせるごみ袋	45L	5,689 ケース
	30L	2,560 ケース
	15L	736 ケース
プラスチック袋	45L	3,126 ケース
	30L	1,068 ケース
	15L	208 ケース
燃やせないごみ袋	45L	363 ケース
	30L	135 ケース
	15L	100 ケース

(3) 配送場所

市が指定するごみ袋取扱店（離島を含む。）

ごみ袋取扱店については、契約締結後、一覧表を渡すものとする。（変更は随時通知）

ごみ袋取扱店の区域別概数は以下のとおり

徳山地域 140 件、新南陽地域 50 件、熊毛地域 20 件、鹿野地域 10 件、市外 20 件

(4) ごみ袋受注の方法

受付時間は平日の9時から16時（原則として祝日及び年末年始を除く）とする。

受注時には注文内容について店舗とよく確認を行い、誤りのないようにすること。

受注は1ケース単位とし、契約締結日から行う。

(5) 配送

受注者は、配送日ごとに、配送する内容（店名・納品日・袋の種類・ケース数）を市へ連絡すること。配送を許可しない店舗があった場合には、市は速やかに受注者へ連絡を行う。

配送は受注を受けた直近の毎週火曜日と金曜日とする。なお、該当日が祝日の場合であっても配送するものとする。ただし、1月1日から1月3日までは休日とする。

(6) 配送及び納品に関する書類

納品の確認のため、必ず納品書・受領書を交わさなければならない。

各書類の記載事項として、納品書には、納品日記入欄、袋の種類ごとの引渡しケース数記入欄、受領書には、取扱店の所在地・店名・受領者記載欄を設けることとする。

(7) 返品について

指定ごみ袋を納品した場合の返品については、不良品の場合を除いて応じない。

8. 電算業務について

取扱店からの毎月の受注状況を集計するシステムの開発や運用に要する経費等については、すべて受注者の負担とする。このシステムに関しては、速やかに準備し運用を開始するよう努めること。システムでは各取扱店に固有の番号を付けて管理すること。

9. 取扱店別実績報告書について

受注者は、すべての受領書の写しを、取扱店ごとに1ヶ月分まとめて翌月5日までに月別取扱実績をまとめた取扱店別実績報告書とともに、市に提出するものとする。当該報告書は、店名・納品日・袋の種類・ケース数を必ず表記すること。

また、上記実績報告書の内容を電子データ（エクセル形式）でも提出すること。提出データは市の指示する表形式とすること。

10. 在庫管理について

受注者は、適正に在庫の管理を行わなければならない。また市は、任意に保管倉庫に立ち入り、在庫の検査をすることができるものとする。

11. 年度末在庫移送について

契約終了時のごみ袋の在庫については、委託期間終了日にその数量を市に報告し、及び次年度保管配送業者の保管場所に移送しなければならない。

12. 不良品等の対応について

取扱店から不良品の連絡があった場合には、市へ連絡すること。市において対応する。

13. 再委託について

一括して全ての業務を再委託することは認められない。受注者は、業務の一部を第三者へ再委託しようとする場合、事前に市の承諾を得ること。なお、「指定ごみ袋取扱店等に対する指定ごみ袋受注対応業務」及び「指定ごみ袋取扱店等からの受注集計電算業務」については、再委託することは認められない。

14. 引継ぎ事項

履行期間中の保管・配送分のデータ（送付先、袋種別、数量等）について取りまとめたものを、令和9年4月1日からの保管配送業務に支障をきたすことのないよう市へ報告しなければならない。

15. 支払い方法

毎月の実績報告の検査後、ごみ袋の種類ごとの、その配送実績に応じた入庫料、保管料、出庫料、配送料、その他経費を支払うものとする。また、契約完了時にごみ袋の在庫がある場合は、ごみ袋の種類ごとの在庫に応じた入庫料、保管料、その他経費を精算払いする。なお、契約完了に伴い在庫を市の指定する場所へ移送した場合は、ごみ袋の在庫に応じた移送費を支払うものとする。

なお、支払金額の算出根拠となる契約単価は、予定数量と実績数量に差異があった場合も変更しないものとする。

16. その他

仕様書に定めない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、その都度市と受注者が協議し、市の裁定に従うものとする。